

# マイナビバイト通信

---

MYNAVI BAITO REPORT

マスクの着用の考え方について

Vol.49

2023.4

01 マスクの着用の考え方について

02 応募者の実際のお声をご紹介します！採用活動で気を付けたいポイント

03 特定技能「外食業」を解説！何年働ける？デリバリー業務はできる？

# 01

## マスクの着用の考え方について

令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となりました。

ただ厚生労働省はマスクの着用が効果的な場面などにおいては、マスクの着用を推奨しています。今回はその内容をまとめました。

また、マイナビバイトとしての方針も記載いたしました。

この機会にご確認いただけますと幸いです。

## マスク着用の考え方について

これまで屋外ではマスク着用は原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し個人の判断が基本となりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いします。

※厚生労働省より

## マスク着用に対する注意事項

### 周囲の方に感染を広げないためにマスクを着用しましょう



受診時や医療機関、  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

### ご自身を感染から守るためにマスク着用が効果的です



高齢者



基礎疾患を有する人



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

## Point

マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容されます。  
例えば、感染対策上又は事業上の必要がある場合に従業員に対しマスクの着用を求めること、客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ顧客に対しマスクの着用を求めること、マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において混乱回避のため従前のマスク着用を求めること等が考えられます。

## マイナビバイトの方針

### Point①

求職者も、これから働く職場でマスクの着用可否が気になる方もいることも想定されることから、職場のマスク着用について任意である場合も原稿内に記載することを推奨致します。

### Point②

マスク着用を必須（推奨、歓迎）にする際は、企業様側でマスクを支給することを前提に記載も推奨とします。

※本来勤務中に使用するものは雇用者が用意すべきであるため、個人的な所有物の使用を必須にすることはできません。

### Point③

マスクをしないことを義務付ける求人はマイナビバイトでは取り扱いできませんのでご注意ください。

※厚生労働省として個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮することとしているため。



# 02

## 応募者の実際のお声を紹介！ 採用活動で気を付けたいポイント

応募者対応時に発生しやすい事案や気を付けるべきポイントを、過去の問合わせがあった内容をもとにご紹介します。

応募者への対応が原因でトラブルへ発展し、企業のイメージ悪化や、最悪の場合金銭的な補償につながる場合もございます。今後の求人原稿の打ち出し方や、面接対応の参考になれば幸いです。



# 採用活動で気を付けたいポイント

～背景と目的～

## 背景



応募者への対応が原因でトラブルへ発展し、さらにその後事態が悪化することで、追加の対応が発生して稼働工数を割いてしまうケースが散見されます。

## 目的



企業様のご対応により、イメージ低下や金銭の補償といったトラブルに発展するリスクがあります。  
そのようなリスクを回避し、採用活動をスムーズに進めていただくために過去のお問合せ事例をご紹介します。

今回は『感染症対策』に関する事例をご紹介します！



# 採用活動で気を付けたいポイント

～感染症対策に関する事例～



【ケース】 感染症対策徹底と掲載し面接でも確認したが、入社後に実態が異なることが判明

※過去にお問い合わせ等で発生した事例を基に構成しています。

※「徹底した感染症対策を行っています」と記載して掲載。

面接にて



応募者

応募した●●です。  
感染症が不安なのですが、求人に記載があるように  
御社では感染症対策が徹底されているのでしょうか？

はい！弊社は感染症対策を徹底しています。  
その点をご安心ください。



企業様

～入社後～

- ・社員がマスクを着用していない
- ・マスクを外して仕事をしている

(応募者が思うこと)



応募者

「感染症対策徹底」と記載があったから応募したのに…。  
面接時にも確認したのに、実際の環境が違いすぎる。  
応募や面接に費やした時間を返してほしい。

## Point

求職者は希望条件を求人情報の記載内容から判断して応募します。

記載されている情報が実態と異なることを入社後に知った場合、強い不信感を与え、企業様のイメージ低下に繋がる可能性もあります。

- 今回のような問い合わせ発生を回避するためには
- ・求職者が持つイメージと就労環境の実態についてギャップを無くすように意思疎通を図る
  - ・記載内容と実態が即していない場合は掲載内容を修正する

といった対応を取ることをお勧めします。



# 03

## 特定技能「外食業」を解説！ 何年働ける？デリバリー業務はできる？

2019年4月、新たな在留資格の「特定技能」が開始しました。  
労働力不足の解消を目的にしたもので、  
これにより特定の技能を持った外国人の就労制度が大きく変化しました。

「特定技能」は特定産業分野の12領域で受け入れることができますが、  
今回は特定技能「外食業」の外国人が対応できる業務について解説します。



# 特定技能「外食業」について

## 特定技能「外食業」とは？



外国人が日本で働くためには、就労ビザが必要です。就労ビザには複数の種類がありますが、そのうちの 하나가「特定技能」の「外食業」分野（以下、特定技能「外食業」）です。特定技能には、1号と2号がありますが外食業分野は1号のみです。

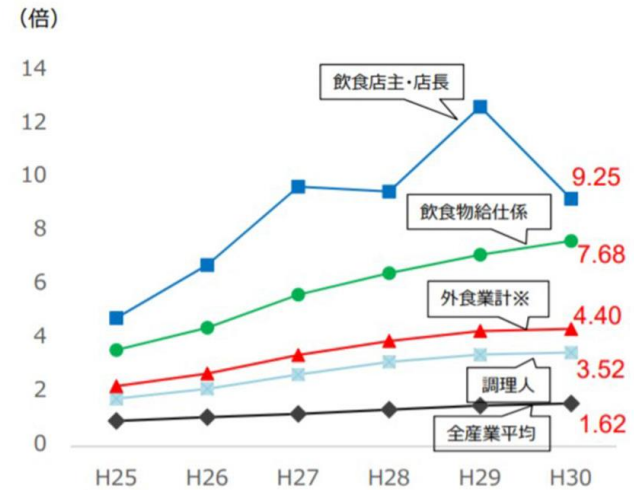
特定技能「外食業」は、レストランのホール業務から、ラーメン店の調理スタッフなど、外食業とその関連業務をおこなうことができる在留資格です。

## 特定技能「外食業」が創設された背景

日本の外食産業は、これまで人手不足の状況が続いてきました。厚生労働省のデータによると、平成30年の外食産業における有効求人倍率は「4.40」で、全産業の平均有効求人倍率である「1.62」と比べて大幅に高い数字であると言えます。

この人手不足を解消するために、外国人労働者の活躍が期待されています。しかし、現状外食業に携わっている外国人は、永住者等を除くとほとんどが「専門的・技術的分野」または「留学生」のアルバイトです。これらの資格は取得難易度が高く、就労できる業務内容や時間数に制限があるため、より柔軟に対応できる資格が必要とされ、特定技能「外食業」の制度が作られました。

【有効求人倍率】



資料：厚生労働省データを元に農林水産省にて算出  
※飲食店主・店長、飲食物給仕係、調理人の加重平均値

引用：農林水産省『外食業分野における新たな外国人材の受入れについて | 令和2年7月』



# 特定技能「外食業」で従事可能な業務とは？

10

特定技能「外食業」では、以下の業務について従事することができます

**飲食物調理**：客に提供する飲食料品の調理、調整、製造を行うもの

**接客**：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの

**店舗管理**：店舗の運営に必要となる上記2業務以外のもの



例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP 広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂等



## 特定技能「外食業」でフードデリバリーは可能？

特定技能「外食業」の外国人が、業務内容のうちの一つとしてデリバリー業務を行うことは可能です。調理も接客もないデリバリーのための業務に従事することはできません。ちなみに外国人にフードデリバリー業務のみをさせることは、その他の就労ビザにおいても不可能です。





# 特定技能1号「外食業」を取得するための方法は？

11

## Point

特定技能「外食業」を申請するためには、  
まず外国人本人が、以下の2つの試験に合格しておく必要があります。

### ① 外食業特定技能1号技能測定試験（以下、技能試験）

技能試験は、「外食業」と「飲食料品製造業」の2種類に分かれており、このうち1つを選択して受験します。  
試験の内容は、外食業の仕事内容についての技能水準を問うものです。  
技能試験は、国内会場と、国外会場で実施されています。

### ② 日本語能力試験

日本語能力試験に関しては、「日本語能力試験（N4以上）」または「国際交流基金日本語基礎テスト」に合格することが必要です。

いずれの試験でも、実技試験はありません。  
試験の合格レベルについては、外食業で働くために必要な接客や調理、衛生管理についての知識と、業務に携わるうえで支障のないレベルの日本語能力が確認されると考えてよいでしょう。





外国人の採用・雇用に役立つ情報をお届けするメディア「外国人採用サポネット」

外国人採用 **サポネット** powered by **マイナビ**

採用ノウハウ 在留資格 海外文化 インタビュー 採用事例

HOME / ビザ・在留資格 / 特定技能「外食業」を解説！何年働ける？デリバリー業務はできる？

## 特定技能「外食業」を解説！何年働ける？デリバリー業務はできる？

2023年2月27日 ◆ 特定技能 行政書士ライター ビザ・在留資格



**外食分野専門で働ける在留資格**  
**「特定技能」は、どんな業務が可能？**

Twitter Facebook BI はてブ Pocket URLコピー

弊社が運営するメディア  
『外国人採用サポネット』で記事をチェック！

外国人の採用・雇用に役立つ情報をお届け！  
「外国人採用サポネット」

<https://global-saponet.mgl.mynavi.jp/visa/3335>

特定技能『外食業』の採用事例集も  
ウェブサイトからダウンロード可能です

<https://survey.mynavi.jp/cre/Enquete/Question?enq=VS2BHI8FarU%3D>



**特定技能を**  
**選んだ理由とは？**

外食編 外国人採用事例集

マイナビ